

規制改革推進会議 医療・介護WG

専属産業医の遠隔化
および兼務要件の緩和

2020年11月9日

HOYA株式会社
環境・安全衛生・健康・ISO執行責任者
統括産業医 小林祐一

産業医の業務は遠隔化できるか

◆産業医の力量

- －職場、業務、組織を理解している(例:総括、サブ、災害担当、国会担当など)
- －資格だけでは規定できない(日本医師会認定産業医、産業衛生専門医・指導医、労働衛生コンサルタント)
- －ITリテラシーが重要(Appを使いこなす、例:背景設定)

◆面接・面談

- －面接・面談の質の担保 **電話<<ビデオ≦対面**
- －表情、立ち振る舞い、座り方
- －初回面談は対面にしたい
- －医師、産業医としての経験値

◆職場巡視

- －工程や作業内容を理解している
- －職場の状況を立体的に理解している
- －ICTの高度化でクリアできることも多い
- －産業医の力量、経験値が必要

◆教育・研修

- －最もICTで質を担保できる可能性がある
- －eLearning,オンデマンド配信
- －対面研修がやり易い、表情や反応が分かる
- －ICTの活用で対面で出来ないことも可能(大学の遠隔授業、学会、各種イベントから学ぶ)

専属産業医の遠隔化

- ◆コロナ渦でも専属産業医は事業所に駐在し、ICT活用により在宅勤務者の健康管理を実施している事例がある
 - 事業所に資料、PCがある(個人情報事業所外に持ち出せない)
 - ICT利用制限(会社のWebシステムが自宅等から使えない)により、在宅勤務者に遠隔で健康管理が行えない。産業医側、社員側の双方がICTを使える環境整備(通信機器、部屋等)が必要である。
- ◆遠隔化による「効率化」と「質の担保」の双方を考慮する必要がある。
- ◆質の担保で最も重要な事項
 - ー遠隔可能の判断は事業者ではなく産業医が行う。
 - ー一定の常駐性を残すべきである→職場・業務・組織への理解、緊急時の対応
- ◆企業単位・企業グループ単位での産業保健の取り組み
 - ー健康経営への取り組みに適合していく
 - ー事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の選任を認めるのではなく、現状でICT等の活用により実施可能な産業医業務の拡大をしていく
 - ー企業グループ内の小規模事業所(従業員50名未満)を専属産業医がカバーする
- ◆保健師、看護師等の活用
 - ー産業医以外のリソースの活用、事業所の健康管理体制に一定の要件が必要である。

専属産業医の兼務要件緩和

◆専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務するための要件又は条件

①地理的關係が密接であること→不要

②労働衛生に関する協議組織が設置されている等、労働衛生管理が相互に密接し関連して行われていること→必要

③労働の態様が類似していること等→不要

一体として産業保健活動を行うことが効率的であること→必要

「② 労働衛生に関する協議組織が設置されている等、労働衛生管理が相互に密接し関連して行われていること」は専属産業医が遠隔で業務を行うための必要条件である。

→具体的には、労働衛生に関する協議組織としての衛生委員会、安全衛生委員会等の体制や産業医以外のリソースの配置、産業医との連携の状況が重要となる

遠隔化を可能とする要件（仮）

- ◆ICTのデバイスや使用環境の要件定義
- ◆個人情報の取り扱い
- ◆産業医の力量
 - －ITリテラシー
 - －面談技法
 - －職場、業務、組織を理解している
 - －資格（日本医師会認定産業医、産業衛生専門医・指導医、労働衛生コンサルタント）
 - 資格だけでは規定できない
- ◆事業所の労働衛生・健康管理体制として、マネジメントシステム(ISO45001/JIS45100)を導入している
- ◆保健師や看護師等の産業保健スタッフが充足度
- ◆健康経営の取り組み(東証)→健康経営銘柄等

専属産業医の「専属」とは

◆「専属」の明確な定義は？

「1つの企業に属している?」「週3日以上勤務している?」→運用で曖昧になってきている

◆仮に遠隔化により業務時間の効率化が図れた場合、Dr. XはA社、B社、C社...複数社の専属産業医をすることができるのか？

◆専属(A社)+非専属(B社からZ社)の非専属で、10,000名の従業員を対象とできるのか？

◆その場合、遠隔化要件と同様に、「専属・非専属産業医の定義や働き方を具体的に検討する必要がある

◆所管省庁を通じて検討会、委員会で、法令改正を含めて、議論する必要がある。

結 語

- ◆ 産業医業務の遠隔化・ICT化は必要である。
- ◆ 専属産業医の遠隔化・ICT化は、企業グループ内の小規模事業所から取り組みを始めることがよい。
- ◆ 遠隔化の判断は事業者ではなく産業医が行うことが要件として重要である。
- ◆ 産業医が力量を向上することも必要である
- ◆ 「遠隔化を可能とする要件」「専属・非専属産業医」について、所管省庁を通じて検討会、委員会で議論する必要がある。